

<介護保険施設サービス利用における食費の負担限度額等が改正されました>

○食費の負担限度額が、令和3年8月から表1のとおり変更されました。

また、預貯金等の資産要件も表2のとおり、変更されました。

※本人と配偶者（世帯分離している場合も含む）の課税状況や預貯金等の金額によっては、対象とならない場合があります。

<<居住費、食費の負担限度額（1日あたり）>>

【令和3年7月まで】

表1

利用者負担段階		居住費				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービ ス	短期入所 サービ ス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円

※住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は対象になりません。
 ※介護老人福祉施設と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

【令和3年8月から】

表1（第3段階が細分化され、「施設入所時」と「短期入所利用時」で食費の費用負担額が変更されました。）

利用者負担段階		居住費				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービ ス	短期入所 サービ ス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は対象になりません。
 ※介護老人福祉施設と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

<<資産要件（預貯金等）>>

【令和3年7月まで】

表2

利用者負担段階	預貯金等の額
第1段階	単身：1,000万円（夫婦2,000万円）以下であること。
第2段階	
第3段階	

【令和3年8月から】

表2（資産要件（預貯金等）が各段階ごとに金額が設定されました。）

利用者負担段階	預貯金等の額
第1段階	単身：1,000万円（夫婦2,000万円）以下であること。
第2段階	単身：650万円（夫婦1,650万円）以下であること。
第3段階 ①	単身：550万円（夫婦1,550万円）以下であること。
第3段階 ②	単身：500万円（夫婦1,500万円）以下であること。